第十八条　政府職員

1 (a) 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの

2 (a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務について支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条　学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約国外から支払われるものに限る。）については、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条　匿名組合

この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、当該所得及び収益が生ずる締約国において、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十一条　その他の所得

1 一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であって前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3 1に規定する居住者と支払者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によって、1に規定する所得の額が、その関係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、所得の額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十二条　特典を受ける権利

1 一方の締約国の居住者は、2に規定する適格者に該当する場合には、第十条3、第十一条1又は第十二条1の規定に基づいて与えられる特典を受ける権利を有する。

2 一方の締約国の居住者は、次の(a)から(e)までの規定のいずれかに該当する場合に限り、適格者とする。

(a) 個人

(b) 当該一方の締約国の政府、地方政府若しくは地方公共団体又は中央銀行

(c) 法人（その主たる種類の株式が、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。）

(d) 年金基金（特典の申請が行われる課税年度の開始の時においてその受益者、構成員又は参加者の五十パーセント以上がいずれかの締約国の居住者である個人であるものに限る。）

(e) 個人以外の者（(a)から(d)までの規定のいずれかによって適格者とされるいずれかの締約国の居住者が、その者の議決権その他の受益に関する持分の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合に限る。）

3 一方の締約国の居住者は、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、第十条3、第十一条1又は第十二条1にそれぞれ定める所得に関して、これらの規定に基づいて与えられる特典を受ける権利を有する。

(a) 年金基金については、特典の申請が行われる課税年度の開始の時においてその受益者、構成員又は参加者の七十五パーセント以上が同等受益者である個人であること。

(b) その他の全ての場合については、同等受益者である者が当該居住者の議決権その他の受益に関する持分の七十五パーセント以上を直接又は間接に所有すること。

4 2(e)及び3(b)の規定の適用上、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる日（配当の場合には、当該配当の支払を受ける者が特定される日）を含む十二箇月の期間を通じてこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、これらの要件を満たすものとする。

5 (a) 一方の締約国の居住者は、第十条3、第十一条1又は第十二条1にそれぞれ定める所得に関して、次の(i)及び(ii)に規定する要件を満たす場合には、これらの規定に基づいて与えられる特典を受ける権利を有する。

(i) 当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行っていること。ただし、当該事業が、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。）である場合は、この限りでない。

(ii) 当該所得が(i)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。

(b) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者と第九条1(a)若しくは(b)に規定する関係を有する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関係を有する者が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものであるときに限り、当該所得につき(a)に規定する要件を満たすものとする。この(b)の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断される。